子ども子育て支援業務に関する中間標準レイアウト仕様を利活用する場合の留意事項を以下に示す。

【仕様の定義対象について】

- (1)中間標準レイアウトとして定義しているもの
 - 支給認定、利用調整、契約、事業所に関する情報及び事業所へ支給する給付費の情報
 - 市町村が定める利用者負担額の階層に関する情報及び事業所別の副食費情報
 - 施設等利用給付認定、施設等利用給付に関する契約、利用実績、支払実績に関する情報 及び施設等利用給付に関する事業所情報
- (2)中間標準レイアウトとして定義していないもの
 - 国が定める利用者負担額の階層に関する情報
 - 一時預かり、学童保育に関する情報
 - 全国総合システムへの電文情報

【データ移行の留意事項】

- 収滞納管理に登録すべき料金がすべて登録されていること
- 施設等利用給付の支払い情報がすべて登録されていること

【その他】

- 下記法令及び、事務連絡を元に記載しています。
- 子ども·子育て支援法 (平成二十四年八月二十二日法律第六十五号)
- 子ども·子育て支援法施行令 (平成二十六年六月十三日政令第二百十三号)
- 子ども・子育て支援法施行規則(平成二十六年六月九日内閣府令第四十四号)
- 幼児教育無償化の制度改定(平成28年2月19日の事務連絡及び、平成28年3月16日の事務連絡)
- · 子ども·子育て支援法の一部を改正する法律(令和元年法律第七号)